

狭あい道路 拡幅整備事業

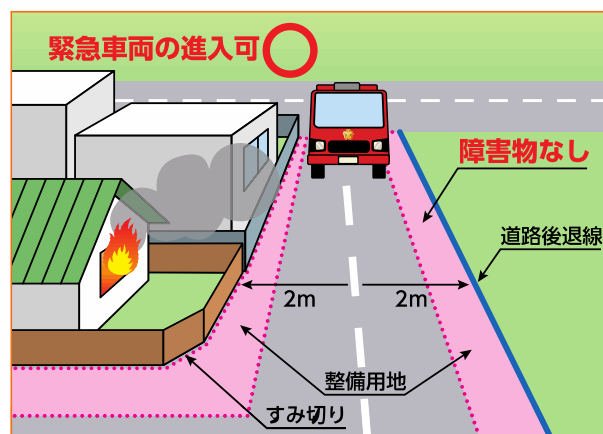
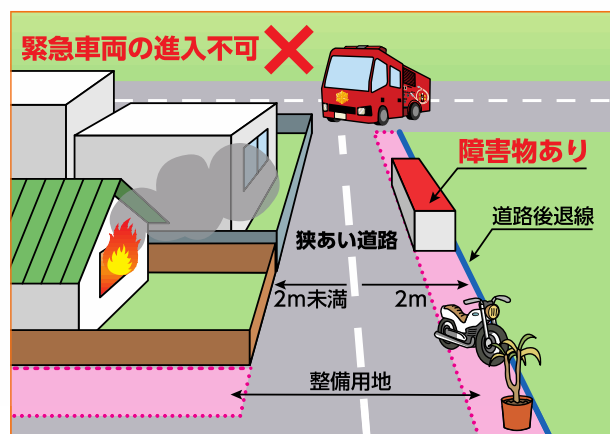
狭い道路をなくして
災害に強いまちづくりを目指しませんか

■狭あい道路拡幅整備事業のお手伝い

せっかくセッバックした道でも、後日緊急車両の通行の妨げとなる自転車やバイク、鉢植え等の障害物が放置されるケースを回避するため、登記処理を行い、道路内民地を解消しませんか。

事業対象の道路 ※原則として、道の中心から両側にそれぞれ2m後退した線を道路の境界線とみなし、整備を行っていきます

- ① 建築基準法第42条第2項の規定により、市や町が所有・管理する道路
- ② その他、市や町が必要と認めた幅員4メートル未満の道路
- ③ 上記道路にかかわるすみ切り用地



狭あい道路拡幅整備のための登記処理には、専門知識と経験が求められます。
公嘱協会は**調査・測量・分筆登記**等のお手伝いをします。

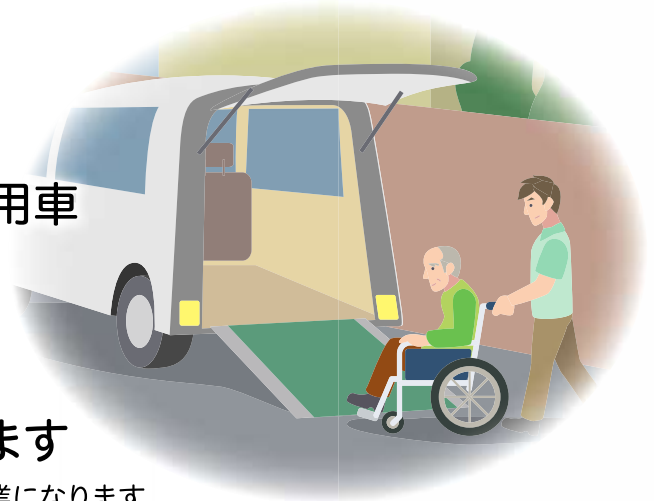
■狭あい道路拡幅の効果は？

- 緊急車両の通行がしやすくなります
- 火災時の消火活動が行いやすくなります
- 災害時の地域住民の避難がしやすくなります



- 福祉車両や集配車両、自家用車等の通行がしやすくなります
- 登記をすることによって
災害の復旧・復興に役立ちます

※社会資本整備総合交付金による補助対象事業になります



狭あい道路解消に向けて公嘱協会と一緒に取り組みませんか。
公嘱協会にご相談ください。



公益社団法人 岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目1番6号

電話番号：086-223-8967 FAX 番号：086-223-8968

メールアドレス：info@okayama-kousyoku.or.jp